

I はじめに

1 共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築

(1)共生社会とは

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献できる社会のことを言います。それは、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合い、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会でなければなりません。

(2)インクルーシブ教育システムとは

「インクルーシブ教育システム」とは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことを言います。

平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会で、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が示されました。「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である」ということが報告のとおり示されました。

つまり、基本的な方向としては、障害のある子供と障害のない子供ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであるとしているのです。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感や達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくけるよう環境整備や仕組みを整えていく必要があるとされています。

(3)特別支援教育の推進

特別支援教育は、共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものであるとされています。そのため次の3点の考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが求められています。

- 障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子供の教育の充実を図ることが重要である。
- 障害のある子供が、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子供や人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子供と共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。

※ 平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会報告より

2 障害のある子供の就学についての考え方

(1)就学先決定の在り方について

平成24年7月、中教審初等中等教育分科会での報告のとおり、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の提言がなされ、その中で、障害のある子供の就学先決定については「就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である」と示されました。

この提言を受け、平成25年学校教育法施行令の一部改正により、就学先決定の際には、市町村教育委員会が、本人・保護者に対して十分に情報を提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図ることが必要です。その上で、最終的に市町村教育委員会が決定することになりました。つまり、学校教育法施行令22条の3等で就学先を決定するための障害の程度は示されてはいるものの、これは就学基準としての機能はもたないこととなります。しかし、我が国において特別支援学校に入学可能な障害の程度を示すものとしての機能は引き続き有していることに留意する必要があります。

(2)早期からの教育相談及び支援

個別の教育的ニーズに応じた支援を行うためには、乳幼児期を含め早期からの療育相談や就学相談を行う中で、保護者に就学等についての情報を提供していくことが大切です。併せて、幼稚園や保育所等、保健師等関係者が、子供一人一人の教育的ニーズと必要な支援について情報を共有していくことは、就学について保護者の理解と合意形成へつながっていくものと考えられます。

就学についての流れや仕組みについては、障害のある子供の乳児期から幼児期にかけて、福祉と連携した専門的な教育相談や支援ができる体制作りがますます求められているものと考えます。

(3)学びの場の柔軟な変更

平成25年の学校教育法施行令の一部改正においては、学びの場の柔軟な変更についても示されています。

特別支援学校、小・中学校間の転校については、該当の児童生徒の障害の変化のみならず、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の変化によっても転学の検討ができるようにすることが示されています。

よって、小・中学校特別支援学級から特別支援学校への転学だけでなく、特別支援学校から居住地域の小・中学校への転学ができ、その判断は市町村教育委員会が行います。しかし、転学に当たって当該校は、該当児童・生徒の実態を踏まえ、転校後に必要となる支援等についても検討した上で、校内教育支援委員会等で十分に審議し、市町村教育委員会へ資料を提出することが必要です。

また、この検討にあたっては、該当児童・生徒にとってよりよい学びの場と、そのための支援の在り方等について就学に関する相談の中で、保護者に十分に情報を提供し、進めることが重要です。